

標 題：

日本籍船以外の「検査と証書の調和システム」
(HSSC) の発効に伴う条約証書の発行手続き
について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 347

Date: 平成12年 1月20日

関係船主・造船所各位

平成11年7月28日付けのNKテクニカルインフォメーションNo. 321にて、「検査と証書の調和システム」(以下HSSC)に関するSOLAS及びLoad Line各条約の1988年の議定書は2000年2月3日(以下同日という)に発効する旨、既にご連絡しておりますが、現行の条約証書の発行手続きからHSSCへの移行時の本会の取扱いに関して現在決定している事項についてお知らせ致します。

一般

1. 一部の条約証書を旗国又は本会以外の他の団体が発行している場合は、旗国政府の指示に基づき個船毎に対応を行います。
2. MARPOL 73/78(IGC, IBC 及び BCH Code を含む)の検査及び証書に関しては、SOLAS、Load Line のHSSC に関する 1988 年の議定書への加盟の有無に関わりなく当該条約締約国の船舶であれば同日以降のMARPOL 73/78 の更新検査からHSSC へ移行します。
3. IMO 決議 A883(21)により船籍国が同決議を採用した場合、HSSC に関する 1988 年の議定書の加盟国以外であっても同日以降HSSC が採用されます。
4. 船籍国がHSSC に関する 1988 年の議定書の加盟国以外で上記決議を採用していない場合、本会は各政府よりHSSC の取扱いに関して指示があるまで同日以降も、MARPOL を除き、現行の条約証書の発行手続きにて対応を行います。
5. 船籍国がHSSC に関する 1988 年の議定書の加盟国、または上記決議を採用している場合で、かつSOLAS、Load Line 及びMARPOL 73/78(IGC, IBC 及び BCH Code を含む)条約の各条約証書を全て本会が発行している船舶については次頁に示す方針に従って現行の証書発行手続きからHSSC へ移行します。

加盟国

1. 現在 HSSC に関する 1988 年の議定書の加盟国は以下の通りです。

Argentina	Aruba	Australia
Bahamas	Chile	Cyprus
Denmark	Egypt	Equatorial Guinea
Greece	Liberia	Luxembourg
Malta	Marshall Islands	Mexico
Netherlands	Netherlands Antilles	Oman
Seychelles	Singapore	Tunisia
Vanuatu	Venezuela	

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

2. また現在前述の IMO 決議 A883 (21) の採用を宣言している国は以下の通りです。

Barbados

方針

1. 現有証書は各々の有効期限まで同日以降も有効とします。
2. 貨物船の主な条約証書には現在下記のように3種類の有効期間があります。

(a) 有効期間が5年の証書

貨物船安全構造証書 (以下 SC 証書)

国際満載喫水線証書 (以下 LL 証書)

国際海洋汚染防止証書 (以下 IOPP 証書)

液体化学薬品ばら積み船適合証書 (以下 BCH 証書)

国際液体化学薬品ばら積み船適合証書 (以下 IBC 証書)

国際液化ガスばら積み船適合証書 (以下 IGC 証書)

有害液体物質のばら積みのための国際汚染防止証書 (以下 NLS 証書)

(b) 有効期間が2年の証書

貨物船安全設備証書 (以下 SE 証書)

(c) 有効期間が1年の証書

貨物船安全無線証書 (以下 SR 証書)

これら証書の有効期間を全て5年に統一する基本方針として、原則、貨物船では2000年2月3日以降の最初の SC 証書の更新日 (船級の定期検査) から HSSC に移行することと致します。

3. 旗国より特に指示のない限り、現有の SC 証書の更新検査日までは現有の SC、LL、IOPP、BCH、IBC、IGC 及び NLS 証書に関しては現行の条約証書の発行手続きにて対応を行います。
4. 同日以降の最初の SC 証書の更新日以前に更新検査により発行される SE 及び SR 証書は、HSSC 書式にて発行し HSSC の検査方式に移行します。但し、各証書の有効期限を現有の SC 証書の有効期限に合わせ発行致します。
5. SC 証書の更新検査日の前3ヶ月以内に行われた SE 又は SR 証書の更新検査は、HSSC への移行の為の更新検査として認められます。

本件に関してご不明な点は、本部 検査技術部にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：検査技術部

Tel : 03-5226-2027

Fax : 03-5226-2029